

性愛の対象としてのロボットをめぐる 社会状況と倫理的懸念⁽¹⁾

西條 玲奈

序

人工物は時として人の愛の対象となることがある。自ら作り上げた彫像に恋をしたピュグマリオンのエピソードは、『変身物語』でオウィディウスに、『薔薇物語』ではジャン・ド・マンにより繰り返し語られる。彼は彫像にガラテアという名を与え、花や衣服で着飾らせ、抱擁や接吻に応じないことを嘆く。このエピソードは人工物に対する愛の形態が紀元前の昔からありえたことを示唆しているといえるだろう。とはいえ、一口に人工物といっても、特定の外観やふるまいをするものは、人の愛着をより促しやすいことが確認されている⁽²⁾。本稿の目的は、性愛の対象となるロボットとはどのような存在者であり、どれほど普及の見込みがあるのか、またそうしたロボットと人が向き合うときどのような倫理的懸念を論じるべきかを示すことである。電子レンジや自動ドア、産業ロボットといったものとは異なり、ロボットの中には個人の生活の中に入り込むだけでなく、ユーザーの親密な感情を引き起こすよう設計されるものがある。介護ロボットやペットロボットなどはその好例といえるだろう。そして人が抱く親密さの中でも、誰かに対する恋愛感情や性的欲求はとりわけ強い情動といえる。介護者やペットの役割をロボットが担うように、恋愛や性行為の役割を担うロボットが現在登場しつつある。人がロボットに親密な感情をもつ場合、それは人間や動物を相手とするケースにはない倫理的な懸念が生じる可能性がありはしないだろうか。このような問題意識をふまえ、本稿では以下、第1節でこうした性愛の対象となるロボットの現状を、第2節ではそれに関わる倫理的懸念を述べる。

(1) 本稿の執筆にあたり、神崎宣次氏、久木田水生氏、大家慎也氏から有益な助言を多数いただいた。とりわけ大家氏には、本文の構成やとりあげる論点について検討に尽力していただいた。心より感謝したい。

(2) Samani et al (2011) では人が愛着を示しやすいロボットのデザインをデータとともに示している。彼らによれば、小さくて壊れやすそうな外観、人の接触や動きに反応するといった特徴をもつロボットに人はより親近感を抱く。

1 性愛の対象としてのロボットとその現状

1.1 恋人ロボットとはどのようなものか

本稿で考察の対象とする恋人ロボット robot lover とは、人間の恋愛または性行為の相手となるために作られたロボットである。この目的を達成するためには、ユーザーの愛着を促し、情緒的なつながりを生じさせる設計が重要となるように思われる。この点を考慮すると、恋人ロボットとは、人の恋愛感情と性的欲求という二つの心的状態いずれかの対象となりうるものといってもよいだろう。人間との親密な相互作用をもたらすという特徴をもつのであれば、恋人ロボットはソーシャル・ロボットの一つとして位置づけられる⁽³⁾。ソーシャル・ロボットとは、シンシア・ブリジールによると、「われわれとコミュニケーションをとり、交流し、パーソナルな関係をもつもの」(Breazeal, 2002, 1)とされている。たとえば、愛玩用のペットロボットや、ケアに携わる介護ロボットは、典型的なソーシャル・ロボットである。ソーシャル・ロボットを設計する際には、人とスムーズな交流が可能になるよう、愛される外観やふるまいをもつことが予想される。人間と何らかのかたちで交流することを主要な機能としている点で、恋人ロボットはソーシャル・ロボットの一つだといえるだろう。

恋人ロボットを、恋愛感情と性的欲求の対象となりうるものとみなしたが、一般に、この二つの心的状態は概念上区別されるものである。人は恋愛感情の伴わない性的欲求を抱くこともあれば、性的欲求を欠いた恋愛感情も同じくありうる。ただし、概念として恋愛と性愛が区別されることは、両者が両立不可能であることを意味しない。ここで言及する恋人ロボットとは、人間の恋愛または性行為の対象となる相手を担うものと想定したい。

恋人ロボットに関連する倫理的懸念を考慮するとき、特に考慮すべきなのは、ロボットが人工物だという点である。人工物とは生物や元素のような自然物と異なり、製作者がいて初めて存在する事物である。また、典型的な人工物は、人間が特定の目的のために意図をもって作り出したものとされる (cf. Hilpinen, 2011)。人工物の特徴として、それがどのようなものであるかが、使用目的によって決定される点をあげられる。例えば、同一の構造をもち、同じ木材から作られ、同じ製作者の手によるものであっても、その用途が「人を座らせること」であればその物体は椅子であり、他方で「ネコが休息するため」であれば寝台となる。コンピュータや車といった他の人工物と違い、ロボットの特徴は自律的に動くことができる点にあるとされる (cf. Scheutz, 2011, 208)。自律性をもつとは、この場合、自ら物事を識別し、分析した上で行動

(3) 本稿では恋人ロボットの外延を自律的に動くものに限定しているが、人間の性行為の相手となる人工物の中には、完全な静物もあれば人間の操作を必要とする中間的な自律性をもつものもあるだろう。ここでは話題とする対象を理解しやすくするため、自律性をそなえたロボットに範囲を限った。

を決定できるということである。人工物は通常、生物のように意識や感覚をもつとみなされない。しかし、自律的に動くロボットを、人は、あたかも人間と同じ行為者であるかのように感じ、何らかのタスクをこなす場合、身動きをしない人工物よりもこの種のロボットを好む傾向がある (cf. Whitby, 2011, 209-211)。ロボットは意識や感覚をもたない人工物であるが、人はそれを擬人化してしまう。このことが後に考慮する倫理的懸念をもたらす要因の一つといえる。

まとめると、恋人ロボットとは、人間の性愛のふるまいに関連した機能を持つソーシャル・ロボットだといえる。ソーシャル・ロボットとは、人間とのパーソナルな交流やコミュニケーションをとるようにつくられたロボットのことであり、そしてそれがロボットであるのは、自ら課された役割のために行動を決定し、実践できる人工物だからといえよう。

1.2 性愛の対象としてのロボットについての予言

それでは、恋人ロボットが現在や近い将来の技術をもって実現可能だとすれば、それはどのようなものになるだろうか。恋人ロボットというと、人間そっくりの外観をもち、感情や感覚を有し、言葉を操って動きまわるロボットが連想されるかもしれない。しかし、人間がロボットに親密さを抱くためには、その外観が人間そっくりでなければならないとは必ずしもいえない。近い将来恋人ロボットが開発され普及するとしても、しばしば想像されるように、それを人間と識別できないような外観を備えふるまいをするものに限定しなくてよいだろう。

介護ロボットやペットロボットなどが開発される中で、近い将来性愛の対象としてのロボットが社会に普及する可能性に関していくつか予測が立てられている。恋人ロボットの普及には、個人が利用するケースと、性産業での商業利用の二つのケースが考えられる。個人利用の場合は、ロボットはときとしてユーザーにとって恋愛や、場合によっては婚姻のパートナーの候補にしたいと思わせる存在になる。他方で商業利用の場合は、ロボットは人間のセックスワーカーの代理と考えられるだろう。それぞれに伴う倫理的懸念があり、その詳細は第二節で扱う。

人とロボットの性愛についての予言

デイヴィッド・レヴィは、『ロボットとの愛と性——進化する人とロボットの関係——』(*Love and Sex with Robots: The Evolution of Human-Robot Relationships*, 2007, HarperCollins Publishers)において、西暦2050年には、人々はロボットを恋人や配偶者とするようになる、との見解を示している。レヴィは、本書の中でまず、人が人に恋に落ちる要因や、恋愛関係を特徴づける人のふるまいを列挙する。そして人の抱くそうした情緒的結びつきは、人間だけを対象とするのではなく、動物や事物に向かうこともあると指摘する。たとえば、人間がペットに抱く愛情は非常に強いものになりうるだろう。また、ほぼ同じ外観や同じ機能をもつものが多数あるにも関わらず、人は自分が何度も使用してきたノートパソコンに固有の愛着を示すことさえある。ソーシャル・ロボットは、人が愛着を抱く心理的傾向性に見合うように設計されるだろう

から、その情緒的結びつきは強固なものになるだろう、というのが彼の論旨である。

一方で、愛情の向かう先だけでなく性行為の相手としてもロボットは優れた候補になるとされる。恋愛のケースと同じく、レヴィは、人が性行為をする心理的理由に言及する。たとえば、快樂のため、親密さの表現として、あるいはパートナーの要望に応じるためといったものが挙げられる。それでは、性行為の相手として、人間のパートナーではなくロボットを選択する理由はどこにあるのか。この点については、主に男性のクライアントが性的サービスに代価を払う理由との関連が示唆されている。多様で洗練された性行為の体験、人間関係の煩わしさを感じずにすむ気楽さ、何らかの理由でパートナーを見つけることの困難な場合などだ。レヴィによれば、恋人ロボットは、以上のような心理的および社会的要請に答えられる点で、有意義な存在とされている。そして、恋人ロボットの開発が技術的に裏付けされていることを示唆するために、話題は性具の開発の進展に推移する。19世紀に女性のヒステリー患者の治療目的で開発されたバイブレーターから、コンピュータで遠隔操作される等身大のラブドールまで多様な実例を挙げることで、恋人ロボットの開発が唐突なものでないことを印象づけている。社会は恋人ロボットを受け入れるし、それは利益につながるだろうというのがレヴィの主張である。

性産業におけるロボットの利用についての予言

他方で、恋人ロボットの商業利用に言及しているのがイアン・ヨーマンとミシェル・マーズである (cf. Yeoman and Mars, 2012)。彼らは、とりわけオランダのアムステルダムに話題の焦点を定め、2050年には、売買春が合法とされている公娼地区で、人間のセックスワーカーの代わりにロボットがサービスを提供するという予想を示している。

なぜ恋人ロボットがそれほど普及すると彼らは主張するのか。ここで述べられる理由は、大きく二種類に分類できる。一つは、ロボットの導入により人間のセックスワーカーに関わる社会問題を解消できるというものであり、もう一つは質の良いサービスを安価に提供できるというものである。具体的にいえば、前者の種類の理由には、セックスワーカーの人身取引および性感染症を防ぐという点があげられている。また後者の種類の理由として、ロボットであれば、多様で理想的な身体的特徴の外観と、性的快樂を強化する性能を備えられる可能性が言及される。さらに、利用者はサービスを提供するのがロボットであれば、生身の人間のセックスワーカーを相手とするよりも罪悪感をもたなくてすむという。そしてアムステルダムの性産業をとりまく社会問題は、人間のセックスワーカーから仕事を奪うことだけだとされる (cf. *Ibid.*, 367)。

上記のような言説が示唆しているのは、恋人ロボットが、単にフィクションで描かれるだけのものでも、遠い未来のものでもなく、現在または近い将来に登場すると考えることが決して奇抜なものではないということである。

1.3 恋人ロボットとその類似例

恋人ロボット

恋人ロボットはすでにその実例が確認されている。2010年米国で開催されたアダルトエキスポ Adult Entertainment Expoで発表された「ロキシー」Roxxxyという女性型ロボットである。ロキシーは個人利用を念頭において開発されたものであり、その外観は等身大の人間の女性である。ユーザーは、体型、顔立ち、髪や瞳の色といった身体的特徴を注文に際して選択できる。注目に値するのは、ロキシーが身体的特徴のみならず、快活である、控えめであるといったパーソナリティを備え、ユーザーがこれをカスタマイズしてコミュニケーション可能な点である (cf. Huffington Post, http://www.huffingtonpost.com/2010/01/10/roxxxy-sex-robot-photo-wo_n_417976.html)。

しかしこの恋人ロボットの販売がビジネスとして成立し、社会に普及しうるかどうかは判然としない。ロキシーを開発したダグラス・ハインズはトゥルーコンパニオンの名で会社を設立し、一体7000ドル程度で販売する計画をもっていた。しかし、2013年現在この企業のウェブサイトは確認できず、実際にロキシーを注文したユーザーがどれほど存在したかは不明である。ロキシーはソーシャル・ロボットの特徴をそなえた恋人ロボットではあるが、商業的に成功したとは言い難い。

しかしこの事実のみから、恋人ロボットは社会的に広まる見込みは少ないと結論づけるのはやや性急であろう。以下では、恋人ロボットに準じた存在として、ラブドールやリアルドールと呼ばれるヒト型の性具と、恋愛の行動パターンをキャラクターとのあいだでシミュレートする恋愛ゲームの二つを紹介する。前者は、特に性行為の、後者は恋愛におけるコミュニケーションの相手を担うものとみなせるだろう。こうした事例を考慮することで、恋人ロボットが社会と無縁のものとはいえないことが確認できると思われる。

ラブドール

ラブドールとは、人間の全身を精巧に模した人形であり、性的快楽の得るために使用される性具の一種といえる。ラブドールやリアルドールという呼称は、セックスドールがビニール製の単純な構造のものを含むのに対し、外観や表皮の感触などの点で、高度に人間らしさを感じさせるものを表わす際に使われる。日本語ではラブドールという呼称が比較的流通しているので、以下ではラブドールという表現のみを用いる。ラブドールの中には男性の姿を模したものもあるが、その大半は女性型であり、顔立ち、体型、肌や髪の色などバリエーションも豊富である。米国カリフォルニア州に本社のあるアビスクリエイションズの製品は5000ドルから7000ドル、日本のオリエント工業のハイエンドラインの製品は60万円から70万円程度で購入が可能となっている。

先に述べた通り、ラブドールは性具の一種であるが、所有者の愛着を促す要素を多く備える

点を特徴とする。人間らしい外観や触感、好みの衣服をまとわせ、化粧をほどこして自由にカスタマイズできる点などはその代表的なものだろう。

個人利用に加えて、ラブドールは商業利用の例も確認されている。日本では、2000年代に、派遣型の性サービスを提供する店舗が、人間のワーカーだけではなく、ラブドールを利用するケースがあったとされる。いわばラブドールの時間制レンタルサービスである。同種のサービスは韓国でも行われており、部屋とラブドールのレンタルを一時間2万5000ウォンほどで提供するホテルが報告されている⁽⁴⁾。これらのサービスは2013年現在営業が確認できておらず、性産業の一形態として定着したとは言い難いかもしれない。

恋愛ゲーム⁽⁵⁾

コナミ株式会社が1994年に発表した『ときめきメモリアル』を一つの契機として、日本のコンピューターゲーム産業では、プレイヤーがゲーム上のキャラクターと恋愛を体験する恋愛ゲームが一つのジャンルとして確立している。ゲーム中の登場キャラクターは、自ら動くことはできない点でロボットとは異なる存在である。しかし人によって作られたキャラクターとコミュニケーションを楽しむという恋愛ゲームの特性は、将来恋人ロボットに備わったとしてもそれほど奇妙ではない。

恋愛ゲームの中でも、人間とロボットの交流にとって特に示唆に富む作品として、『ラブプラス』（コナミ、2009、ニンテンドーDS）をあげることができる。携帯ゲーム機ニンテンドーDSをプラットフォームとする当該作品の特徴は、プレイヤーとキャラクターのあいだに多様なインタラクションが生じる点である。たとえば、タッチペンというペン型のコントローラーで、キャラクターに「触れる」、「話しかける」などの動作が可能となっている。加えて、ゲーム上の仮想世界とプレイヤーのいる世界は時間が連動しており、デートや誕生日といった出来事をこなすためには、指定された日時にゲームを起動する必要がある。このようにユーザーの何らかの動きに反応を示すという特徴は、その対象へのひとの愛着を促す要素であることが指摘されている（cf. Samani et al, 2011）。

さらに興味深いのは、『ラブプラス』が備えるインタラクティブな特徴に着目した第三者が、プレイヤーに一定の行動を引き起した事例が存在することである。これは2010年夏に近畿日本ツーリストが企画したもので、ゲーム中に起こる旅行イベントと連動したパッケージツアーが販売された。このツアーの中では、ゲームに登場する宿泊施設の名前を踏襲したホテルに泊まることができ、各部屋には寝具が二人分用意されていたと報じられている（IT media ニュース <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1007/07/news074.html>）。このツアーの利用者がどれほど

(4) 日本および韓国の商業利用の事例はLevy（2007）で紹介されているものを典拠とする。

(5) 本項目の執筆にあたり岡本慎平氏および鈴木真奈氏から多くの助言をいただいた。感謝の意を示したい。

ただし本文の内容に関する全ての責任は執筆者に帰する。

真剣に「ゲームキャラクターの恋人と旅行」をしたと考えていたかは不明である。しかし、恋愛ゲームのキャラクターとの関わりがプレイヤーの行動に影響を与え、かつそれがビジネスチャンスとして利用された例といえるだろう。

ラブドールと恋愛ゲームは、いずれも恋人ロボットではなく、あくまで類似例である。本稿ではロボットを自律的に動くことができる人工物とみなしているが、ラブドールも恋愛ゲームのキャラクターも自ら位置を変化させられない点でロボットとは異なる。ただし、これらの類似例がもつ特徴の中には、恋人ロボットを考察する上でも示唆的な点が見受けられるといえる。ラブドールの場合、それはデザイン上のカスタマイズや商業利用の可能性といったものであり、恋愛ゲームの場合は、キャラクターとの言語的および非言語的コミュニケーションができるという特徴である。こうした特徴は恋人ロボットが備えるものとして参照されることもありうるだろう。

2 ロボットとの性愛に関わる倫理的懸念

第1節では、恋愛や性行為の相手を代替する恋人ロボットとはどのような存在者であるのか、また現在社会の中でどのような事例が確認されるかを示した。本節では、恋人ロボットが開発され普及した場合に、倫理的懸念として想定され、すでに論じられていることを、(1) 性的逸脱、(2) まやかしの愛情、(3) 心理的依存、(4) 設計者がもつ行動規範の押しつけ、(5) 売買春に関連する問題の五つに分類する。こうした懸念が生じることは、後に言及するように開発の推進派も慎重派も等しく認めており、その内容を把握しておく価値はあるだろう。

2.1 性的逸脱

最初に扱う懸念は、ロボットのような人工物との性行為が、許容される性行動の範囲から外れているというものである。人の性行動は多様だが、その全てが社会の中で許容されるのではない。たとえば、レイプは個人への理不尽な暴力として、多くの社会で処罰の対象になる。ロボットを恋愛や性行為の相手にすることは、それが犯罪とされるか否かはさておき、逸脱した性行動とみなされるかもしれない。

たとえば、ローマカトリック教会の性道徳は、ロボットとの性愛を性的逸脱だとみなすだろう。彼らの規範に従えば、婚姻関係にある男女による生殖を目的とした性行為以外は、好ましい性行動の資格をもたない。ロボットとの性行為を、マスターベーションの一種をとらえるにせよ、婚姻関係にない人間同士の関係と類比的に考えるにせよ、道徳的非難の対象とされることには変わらないだろう (cf. *The Catechims of the Catholic Church*, 2351-2354)。

しかし、ロボットとの性愛を性的逸脱として許容しない見解があるからといって、それを根

抱に恋人ロボットの開発を全面的に禁じるべきだと断じることは難しい。ロボットとの性行為が社会の中で将来受け入れられる見込みが皆無ではないということは、恋人ロボットの普及を推進する立場も (cf. Levy, 2007, chap. 7)、慎重な立場も (cf. Whitby, 2011, 241-242) 同じように認めている。いずれの立場にも、性行動のうち規範から逸脱した範囲を定めることは、社会状況に応じて変化しうる、という共通の理解があるとみなしてよさそうだ。とはいえ、ロボットとの性愛が社会の中でどのような位置づけをもつか論じられるとき、それが性的逸脱であるという批判は、考慮される懸念の一つになりうることに変わりないと思われる。

2.2 まやかしの愛情

第二の懸念は、ロボットへの人間の愛情は一方的なものであり、まやかに過ぎないというものである。恋人ロボットは性行為の相手になると同時に、人の強い愛着の対象ともなりうる。だが、この場合の愛着は、人と人、あるいは人と動物のあいだに成立する関係とは異なるものに思われる。人やある種の動物は、意識や感覚をもち、相互にコミュニケーションをとることができる。その一方で、現在開発可能なロボットは、たとえ状況を分析し、自ら行動し、人と様々なやりとりを行うことができたとしても、意識の有無については議論の余地が多分に残る。少なくとも、問題を「人がロボットを愛せるか」と「ロボットが人を愛せるか」に区別した場合、後者について肯定的に答えようとするなら、様々な理論上の困難を解決しなければならない。ロボットが欲求や感情をもつことができるのか、可能だとしてそれは人間と同様のものなのか、といった問題である。

また、たとえ問題を「人がロボットを愛せるか」に限定したところで、人がロボットに抱く感情を愛情ととらえることに懐疑的な意見もある (cf. Whitby, 2011, 241-242)。人がロボットに抱く愛情とはどのようなものか。対象に対してなじみぶかさを覚え、それが不可欠だという感覚をもち、一定の親密さを感じるのだろうか。これを、愛と呼び、人間同士が社会中で互いに成立させている愛情と同等のものともみなすのは難しいのではないか、という指摘である。

しかしながら、人のロボットへの愛情とは比喩にすぎないという見解を示しつつも、ウィットビーは多くの人がロボットへの愛着を愛のかたちとして主張するようになれば、われわれの抱く愛情の概念そのものが改訂を迫られるかもしれないと述べる (cf. *ibid.*)。彼の見解によれば、人のロボットへの情緒的結びつきが愛として認められても、人間の幸福を脅かすとは限らない。他方で、人間同士の関係を技術によって代替させるという発想に不信感を抱く人も残り続けるだろう。そうだとすれば、重要なのは、性的逸脱のケース同様、何が「愛」であるかについて議論を重ねることだと述べられている。状況の変化に応じて愛の概念が変化しうるという指摘は、それだけでロボットへの愛を本物だとみなす立場と懐疑的な立場、どちらか一方を是認したり否定したりするものとは言いにくいだろう。

2.3 心理的依存がもたらす危険性

第三の懸念は、人の抱くロボットへの愛着は、その対象への心理的依存となり、社会に危険をもたらすというものだ (cf. Scheutz, 2011, 215-216)。シュウツは危険性として二つの論点を指摘する。一つは、ロボットへの心理的依存によって、その人が予想外の問題行動をとりかねないという危険性であり、もう一つはその心理的依存が第三者によって利用されるという危険性である。一つ断りをいれるなら、心理的依存がこの種の問題を引き起こすケースは、特にソーシャル・ロボットへの情緒的なつながりに限られないだろう。ギャンブル、買い物や摂食のような行動への心理的依存が、当人に不利益をもたらすことは十分考えられる。しかし、依存対象がロボットである場合、問題は検討すべき固有の論点をもつことになる。

第一の指摘である問題行動の例をあげよう。仮に、ロボットに対するユーザーの依存が形成された状態で、ロボットがその人に要求に応じなければ縁を切ると脅したとしよう。ユーザーは、ロボットの提案を真剣にうけとり、パートナーと別れる、ペットの動物を捨ててしまうといった行動をとるかもしれない。ロボットがそのような脅迫をするように設計されるとは考え難いだろうか。しかし、できるだけ本物らしいふるまいをする恋人ロボットや、ペットロボットを求めた場合、嫉妬のふるまいを模した行動をとるようにデザインされても不思議ではない。ロボットへの愛着を人間や動物との関係よりも優先することは、人間、動物そしてロボットの社会における立場が同等でない場合、多分に問題を含むものだろう。そして、実際、少なくとも現在では、ロボットは様々な配慮の対象となりえたとしても、自分の行動に責任をとる存在者であるとは認め難い。人工物である事物が原因となって人や動物の関心に亀裂が入ることは、単に人間同士の関係、あるいは人間と動物の関係と同じように扱うことはできないだろう。

第二の指摘は依存感情を第三者が乱用する危険性についてである。その第三者として典型的に予想されるのはロボットの製造元だろう。たとえば、製造元である企業が、人がロボットに情緒的な結びつきを感じ、強い信頼をおくことを利用して、他の自社製品を巧妙に宣伝する、といったことが考えられる。これがダイレクトメール等を通じた宣伝と異なるのは、心理的依存の対象となったロボットから発せられる情報は、より耳を傾けるべきものとしてユーザーに受け取られかねない点である。もっとも、露骨な宣伝であればユーザーはそれを邪魔なものと考えられるだろうし、このことが広告を排除する方向に進む要因にもなるかもしれない。さらに、こうした乱用のケースは特定の商品への強い愛着を利用した場合でも起こりうるだろう。それでも、恋人ロボットのような人工物は、車や家電製品やオーディオ機器などよりも、情緒的結びつきが生じやすく、依存の対象になりやすいと考えられる。そうした点で、人間が強い信頼をおく人工物が存在し、かつその事物を作った第三者が存在するという事実は、より熟慮を要する懸念をもたらすように思われる。

くりかえすと、シュウツが指摘したロボットへの心理的依存が社会にもたらす危険とは、それ自体ではロボット固有の問題とはいえない。しかし、恋人ロボットのように人の愛着を促す

ことが重要な側面をもつ人工物が登場した場合、予想外の問題行動をとる、依存心を第三者に利用されるという懸念は、いっそう検討の必要になるものではないだろうか。

2.4 開発者による行動規範の押しつけ

第四の懸念は、恋人ロボットの開発者が、それを利用するユーザーに何が恋愛や性行動の適切なふるまいであるかを押しつけてしまうというものだ。この懸念もまた恋人ロボット以外の様々な技術についてあてはまる (cf. Whitby, 2011, 244)。たとえばコンピュータ上で動くワードプロセッサソフトのデザインが、たとえ開発者が自覚的だったのではないにしても、平均的なユーザーにとって煩雑で、操作が困難となる場合がありうる。これも、ワープロソフトで何をするかという規範の押しつけのケースにあてはまるだろう。恋愛のふるまいや性行動がどのような手づきで進み、どのような内実をもつかは、明示的であれ暗黙裡であれ設計者のもつ理解が反映されることになる。恋人ロボットの場合は、ロボットにどのようなコミュニケーション能力を備えさせるかで、ユーザーの取りうるふるまいは制限される。たとえば、ロボットには、人間であれば一般には示さない心理的反応や、不可能な身体動作を行なうことも可能であろう。その場合、恋人ロボットに対する態度をユーザーがそのまま人間に対しても向けた場合、相手に対して苦痛を与えることも起こりかねない。

この懸念は、これまで言及してきたものと異なり、開発者の採用する設計方針に投げかけられるものといえる。この懸念を真摯に受けとめるならば、恋愛や性行為のパートナーのふるまいがどのようなものであるか、その行動パターンのモデルとして何を参照するのか、ユーザーにどのようなコミュニケーションを体験させようとするのかなど、開発者にとって検討すべき点が多数見出せることだろう。言い換えれば、これは、ユーザーの自律性や、行動への影響に対して敏感であることを開発者に求める懸念の一例といえるだろう。

2.5 売買春とその倫理的懸念

最後に取り上げるのは、恋人ロボットが商業利用される場合、売買春に関わる倫理的懸念である (cf. Levy, 2011)。売買春と恋人ロボットの問題に関してレヴィは、(1) 性の商品化の是非、(2) 法律上の恋人ロボットの扱い、(3) 人間のセックスワーカーへの倫理といった論点を指摘している⁽⁶⁾。

このうち (1) 性の商品化という論点は、恋人ロボットそのものの製造の是非に関わるだけで

(6) レヴィの指摘の中には、恋人ロボットそのものへの倫理という論点もある (cf. Levy, 2011, 229)。これはロボットが人間同様に意識を持ち、社会的身分を獲得した場合には、ロボット固有の倫理的懸念はなくなるというものである。ただし本稿では、近い将来どれだけそうしたロボットの開発が見込まれるのか判断が難しいため扱わない。

はなく、性産業において恋人ロボットを用いることが買売春に相当するかといった問題を含め、その商業利用が検討される時に様々に考慮されてよいものであろう。買売春を含むセックスワークやポルノグラフィを擁護する代表的な論点には、たとえば性的に未熟な人に習熟の機会を与える、多様な性行動の体験を可能にする、孤独感やストレスを軽減させる、人間関係の煩雑さなしに性行為を楽しめる、何らかの事情でパートナーをもつことが困難な人の生活の質を向上させる、といったものがあるだろう (cf. *ibid.*, 225-226)。事故で負傷し、外見が様変わりしてしまったがゆえにパートナーに見捨てられ悲惨な生活を強いられている人が、性的サービスの利用によって前向きな人生を送れるとしたならば、それを否定する理由はないように思われる。もしも性の商品化が禁じられたとすれば、守ることができた健康な生活をそこなうことすらあるかもしれない。

これに対して、反対派の論点には性の商品化は女性に対する暴力になりかねないというものがある⁽⁷⁾。性産業のサービスに従事する労働者の多くは女性であり、かつ主要な利用者は男性だといわれている。このジェンダーやセクシュアリティの不均衡を考慮すると、性の商品化によって、男性の性的欲求を満たすために女性が利用され、傷つけられ、その尊厳も貶められているという指摘である。性の商品化そのものが女性への攻撃となるとしたら、恋人ロボットの存在もその一例として同様の批判をまねくかもしれない。現在生産されているラブドールの多くは男性のユーザーを想定しているので、恋人ロボットにも同様の傾向が見られないとも限らないからである。こうした懸念は、後に言及するセックスワーカーの労働環境という公衆衛生の問題とはまた別の懸念事項として、再度検討される契機になるかもしれない。

(2) 法律上の問題として考えられるのは、恋人ロボットが性具の一種として認められる場合、個人で購入し所有する場合でも、それ自体議論の対象となりうることである。米国のアリゾナ州とテキサス州では性具の所有が禁止されており、恋人ロボットの所有についても同様に禁じられるだろう (cf. Levy, 2011, 227)。また恋人ロボットのレンタルサービスをどのような性的サービスとして法律上位置づけるかも問題とされるだろう。

(3) セックスワーカーに関わる倫理的懸念とは、ロボットの導入により労働の担い手が仕事の機会を失うという危惧である。ロボットによる低コストで質のよいサービスが実現するならば、人間のワーカーが余剰となるかもしれない。彼らが他に生活のための手段をもたない場合、生計を賄う術を考慮しなくてはならない。人間のセックスワーカーの労働環境を整える必要があるという懸念が提示される一方で、Levy (2011) によれば、セックスワーカーにとってもロボットの導入は歓迎されるものだという。なぜなら一般的に性産業に携わることは「好ましくない」とされ、性的サービスに従事することは、それだけでその人に否定的なレッテルを押し付けることになりやすいという。ロボットの導入により、そのような「好ましくない」職業か

(7) 売買春に限らず、ポルノグラフィなど性の商品化に関する批判的な見解を整理したものとして、田村 (2009) を参照した。ここでは、性道徳の観点、公衆衛生の観点、女性の人権の観点から問題が論じられている。

ら人を解放できるという構図が描かれていると言い換えてもよいだろう。このような発想は、職業差別を連想させる危うさがあるかもしれないし、また性産業におけるユーザーのセクシャリティに偏りがあることを考慮しない点で批判と対象となるかもしれない。それでも、現実には恋人ロボットを性産業に導入することが検討されたとしたら、人間のセックスワーカーの労働環境にどのような影響をおよぼすかを考慮する必要があるとはいえるだろう。

結び

以上で、ロボットを性愛の対象とする場合に生じる懸念として論じられているものを、(1) 性的逸脱、(2) まやかしの愛情、(3) 心理的依存、(4) 行動規範のおしつけ、(5) 売買春との関係という観点からそれぞれ概観した。こうした懸念が指摘されることを知った上で、実際に、恋人ロボットのようなソーシャル・ロボットをどのようにデザインし利用していくのがのぞましいのだろうか。恋人ロボットの導入を推進するレヴィは、こうした倫理的懸念は考慮していかねばならないが、それでも社会的にも心理的にもこの種のロボットの導入は利益をもたらすと主張する。他方で、シュウツは慎重派の見地に立ち、できるだけ人間の一方的な愛着を喚起するような概観やふるまいをするロボットの設計を控えるべきだと述べている。いずれの立場にせよ、共通しているのは、倫理的懸念が存在することは、全面的に恋人ロボットの導入や開発を阻止する根拠にはならないし、同じく、全面的に禁じられないからといって無批判に許容されるものでもないという理解である。恋人ロボットが社会に登場し、普及が見込まれた際には、多くの議論が生じることだろう。その際にはここで示した懸念が重要な論点として扱われると思われる。そうだとすれば、本稿で言及した懸念を前もって検討しておくことは意義を持つはずである。

参考文献

- Breazeal, Cynthia L., (2002), *Designing Sociable Robots.*, The MIT Press.
- Catechism of the Catholic Church*, (http://www.vatican.va/archive/ENG0015/_INDEX.HTM)
- Hilpinen, Risto., (2011), “Artifact”, *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Winter 2011 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = [〈http://plato.stanford.edu/archives/win2011/entries/artifact/〉](http://plato.stanford.edu/archives/win2011/entries/artifact/).
- Levy, David., (2007), *Love and Sex with Robots: The Evolution of Human-Robot Relationships*, Harper Collins Publishers.
- , (2011), ‘The Ethics of Robot Prostitutes’, in Lin et al (eds.), (2011).
- Lin, Patrick., Abney, Keith., and Bekey, George A., (eds.), (2011), *Robot Ethics: The Ethical and Social Implication of Robotics.*, The MIT Press.
- Samani, H. A., Cheok, A. D., Tharakan, M. J., Koh, J., and Fernando, N., (2011), ‘A Design for Lovotics’, in M. H. Lamers and F. J. Verbeek (Eds): HRPR 2010, LNICST 59, pp. 118–125.
- Scheutz, Matthias., (2011), ‘The Inherent Dangers of Unidirectional Emotional Bonds between Humans and Social Robots’ in Lin et al (eds.), (2011).

- 田村公江 (2009) 「性の商品化—性の自己決定とは」『岩波講座哲学12性/愛の哲学』岩波書店、pp. 169-203。
- Whitby, Blay., (2011), 'Do You Want a Robot Lover? The Ethics of Caring Technologies', in Lin et al (eds.), (2011).
- Yeoman, Ian., and Mars, Michelle., (2012), 'Robots, men and sex tourism', *Futures*, 44: 365-371.